

指定学校変更が認められる基準

児童生徒の指定学校変更（学区外就学・区域外就学）の許可は、次の基準により取り扱う。

1. 基準

理由	許可基準	必要書類等
(1)心身の障害等	①障害・病弱等 心身の障害や疾患、長期通院等の理由で、指定学校への就学が困難な場合	
	②特別支援学級入級等 特別支援学級や院内学級に入級の場合	・教育委員会の意見
(2)転居 ※原則申請期間内の転居とする。転居をしなかった場合は、更新を認められず、就学指定学校への就学とする。	①転居予定（転居後学校先行就学） 市内転居が確定されている場合で、転居する予定地の学区等の学校に前もって就学を希望する場合	転居が確実であることを証明できる書類 ・契約書等 ・建築確認申請書類等
	②一時転居 増改築等で、一時的に別の学区へ転居する場合	・建築確認申請書類等
	③市内転居（転居前学校継続就学） 転居による指定学校が変更になるとき、前籍校の就学を卒業、進級するまで希望する場合（学年末まで、従前の学校に通学する）	
(3)教育的配慮	①いじめ・不登校等 いじめ・不登校等学校生活の状況から、指定学校への就学が困難と認められる場合	
(4)地域の事情	①遠距離通学等 自宅から学校までの徒歩で安全に通学できる経路による最短の通学距離が、小学校にあっては2km以上、中学校にあっては3km以上あり、指定学校より隣接学校の方が近い場合	・通学経路を示した地図
(5)家庭の事情	①小学生の保育関係 保護者の勤務等のため、児童の帰宅後の保護監督が困難で、親族等が児童を預かっている場合	・勤務証明書 ・保育証明書
	②中学生の保育関係 中学入学に際し、小学校在籍時に保育関係で指定学校の変更が認められていた生徒のうち、保護者の勤務のため帰宅後の保護監督が困難で、小学校在籍時と同じ親族等に引き継ぎ預ける場合で、自宅へ帰宅する際の安全が確保されている場合	

(6)特認校への就学	特認校への就学を希望する場合 (注) 特認校は、栃窪小学校、後山小学校	栃窪小学校就学申請書 または 後山小学校就学申請書
(7)その他	その他、特別な事情があり、やむを得ない事情と教育委員会が特に認める場合	上記基準に該当しない事情がある場合は、学校教育課へご相談ください。

備考 状況確認のため、年度毎に更新する。

2. 実施時期

- (1) この基準は、令和6年12月1日から実施し、令和7年4月1日以降の指定学校変更申請について適用とする。令和7年3月31日までの指定学校変更申請については、従前の例による。